



In depth

A look at current financial reporting issues

2019年11月14日

No. 2019-04

金利指標改革についてIFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号に対するフェーズ1の修正に関する実務ガイド

要点

金融危機後、ロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)やその他の銀行間取引金利(「IBOR」)などのベンチマーク金利の置き換えが、世界各国の規制当局にとって優先事項となりました。多くの不確実性が残されているものの、置き換えへの道筋は明らかになりつつあります。国際会計基準審議会(IASB)は、IBOR改革の影響に救済措置を与えるとすればどのようなものが考えられるかについて、2つのフェーズに分けて検討するプロジェクトに着手しました。フェーズ1では、IASBは、国際財務報告基準(IFRS)第9号、国際会計基準(IA)第39号およびIFRS第7号に対する修正を公表しており、IBOR改革によって直接影響を受けるヘッジ関係に対し、ヘッジ会計における特定の要求事項の適用を一時的に免除するという救済措置を提供しています。IBORベースの契約に関わるヘッジが広く存在することを考慮すると、この救済措置はすべての業種の企業に影響を及ぼす可能性があります。本 In depth は、さまざまなシナリオに対して当該修正をどのように適用するかについてガイダンスを提供するものです。

目次

背景 p.2

修正の範囲 p.3

修正によって提供される主な救済措置 p.4

非有効部分の測定 p.8

救済措置の終了 p.9

グループ・ヘッジ(マクロヘッジを含む) p.10

開示 p.11

発効日 p.12

付録1—救済措置の適用 p.13

付録2—開示例 p.19






背景

ベンチマーク金利は、グローバルな金融市場において最も中核となる要素です。個人向けローン、法人向けローン、社債、デリバティブ市場やその他の多くの金融市場、双務契約では、すべてこれらのベンチマーク金利に基づいて契約のプライシングおよび金利や他のリスクのヘッジが行われています。

LIBORは、最も一般的に用いられているベンチマーク金利のひとつであり、世界各国の通貨全体で数兆ドルと測定される契約により参照されています。しかし、金融危機以後、LIBOR(米ドルLIBOR、日本円LIBOR、スイスフランLIBOR、英ポンドLIBOR等)、その他のIBOR(Euribor等)、およびその他のベンチマーク金利の算出方法の改革を求める声が高まりました。

その結果としての改革は、個々のトレーダーの建値から観察される取引金利への移行を達成し、当該金利に基づく母集団を増やすことを目的としています。

当該変更は市場主導で行われるため、変更時期と正確性には大きな不確実性が残ります。しかしながら、最もよく利用されているベンチマーク金利の一部について、現時点(2019年11月)の状況をまとめると、以下のようになります。

					
選定された代替的ベンチマーク金利	SOFR	SONIA	€STR*	SARON	TONA
検討主体	担保付翌日物調達金利 代替参照金利委員会(SRRC)	英ポンド無担保翌日物指数平均金利 ポンドのリスクフリーレート(RFR)に関するワーキンググループ	ユーロ短期金利 ユーロのRFRに関するワーキンググループ	スイス翌日物平均金利 スイスフラン参照金利に関するナショナル・ワーキンググループ(NWG)	無担保コール翌日物金利 日本円金利指標に関する検討委員会
事務局	ニューヨーク連邦準備銀行	イングランド銀行	欧州中央銀行	スイス取引所	日本銀行
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> 完全取引ベース 翌日物金利 有担保 	<ul style="list-style-type: none"> 完全取引ベース 翌日物金利 無担保 	<ul style="list-style-type: none"> 完全取引ベース 翌日物金利 無担保 	<ul style="list-style-type: none"> 取引および拘束的建値ベース 翌日物金利 有担保 	<ul style="list-style-type: none"> 完全取引ベース 翌日物金利 無担保

* EONIA、Euriborに関する検討事項についてはP.4 参照

IBORの置き換えは誰にどのような影響を及ぼすか

影響を受ける可能性のある企業は、IBORベースで資金調達を行っている企業やIBORを参照したデリバティブで負債(固定または変動金利)をヘッジしている企業から、IBORを参照する商品を発行している銀行や保険会社などの金融機関に至るまで、広い範囲に及びます。企業がIBORを参照した契約を有していないとしても、減損判定における資産の「使用価値」やIFRS第13号に基づく公正価値を算定する場合など、財務報告で使用される割引率の算定にIBORを用いる可能性があり、したがって企業は、依然としてこのような変更の影響を受ける可能性があります。グローバルに展開している大手銀行は、IBORに連動した金融商品への大量の直接的なエクスポージャーを有していることを考えると、IBORの置き換えによって最も影響を受ける可能性が高いでしょう。しかし、実務上、IBORベースの契約が広く普及していることから、IBOR改革は事業会社にも重要な問題になる可能性があります。

IBORの置き換えによる影響は、リスク管理、法務、IT、財務報告など広範囲に及ぶ可能性があります。その結果、企業は、IBOR改革のより広範な影響を評価し、代替金利への移行がビジネスに与える影響を管理するために、多くの専門分野にわたるチームを結成する必要があるかもしれません。本In depthでは、IBOR改革の一側面のみ、すなわちIFRSに基づく財務報告への潜在的な影響のみに焦点を当てています。IBORの置き換えにおける最新動向、およびIBORの置き換えについてのその他の側面に関する詳細な解説については、[LIBOR参照レートおよび改革に関する知見を掲載しているPwCのページ\(英語のみ\)](#)をご参照ください。

第1フェーズの修正で取り組むこと

IASBは、IBOR改革の影響に救済措置を与えるとすればどのようなものが考えられるかについて、2つのフェーズに分けて検討するプロジェクトを行っています。フェーズ1では、IBOR改革の実施前の期間におけるヘッジ会計の救済措置を検討し、それが本In depthに解説されている修正につながりました。これらの修正により、IBOR改革によって直接影響を受けるヘッジ関係に対し、ヘッジ会計の特定の要求事項を一時的に免除するという救済措置が提供されています。この救済措置は、IBOR改革は通常、ヘッジ会計の終了をもたらすべきではない、という内容のものです。しかし、ヘッジの非有効部分については、IAS第39号およびIFRS第9号の両方に基づいて引き続き損益計算書に計上しなければなりません。さらに、本修正は、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時など、救済措置の適用が終了となるタイミングを定めています。

PwCの見解

IASBは、IBOR改革のみを理由としてヘッジ会計を中止することは、財務諸表利用者には有益な情報を提供しないであろうことから、この救済措置を提供しています。

IASBのプロジェクトのフェーズ2では、現行金利が代替金利に置き換えられた後に生じる問題に対処することになります。IASBは、2019年9月にフェーズ2の議論を開始し、2020年前半まで引き続きこの議論を行う予定です。その後、フェーズ2で提案された修正案について、コメント募集のため公開草案を公表する予定です。

修正の範囲

本修正は、IBOR改革に直接影響を受けるすべてのヘッジ関係に適用されます。

ヘッジ関係が直接影響を受けるのは、IBOR改革によって、次について不確実性が生じる場合に限られます。

- ヘッジされるリスクに指定された、契約上定められた金利指標または契約上明示されていない金利指標、および/または
- ヘッジ対象またはヘッジ手段のIBORに基づくキャッシュ・フローの時期または金額

PwCの見解

- この救済措置は、金利リスクのヘッジ（発行済または保有している負債性金融商品のヘッジおよび発行が予定される債務のヘッジを含む）に適用されます。本修正は、契約上定められた金利指標と契約上明示されていない金利指標の両方に適用されるため、変動金利と固定金利の両方の負債性金融商品のヘッジが含まれます。
- ただし、その範囲は金利リスクのヘッジのみの場合よりも広がっており、一部の為替ヘッジ、特に、スワップのレグの一方または両方がIBORを参照するクロス・カレンシー金利スワップによるヘッジが含まれています。しかし、為替予約などの金融商品による為替リスクのヘッジは、ヘッジ手段のキャッシュ・フローとヘッジ対象のリスクのどちらもIBORを参照しないため、救済措置の範囲に含まれません。
- この救済措置には、金利リスクが唯一のヘッジ対象のリスクではないヘッジ関係も含まれます。例えば、企業が外国通貨に対するエクスポージャーとIBORの金利リスクをヘッジするためにクロス・カレンシー金利スワップを指定するヘッジ関係は、救済措置の範囲に含まれます。
- この救済措置は、2014年7月の金融安定理事会（FSB）報告書「主要な金利指標の改革」に示された提言に基づくものなど、市場全体にわたる金利指標改革に適用されます。救済措置は、当該報告書で指摘された法域のみに限られません。市場全体にわたる改革が必要であるため、この救済措置は、契約当事者間のみに固有の変更には適用されません。また、この救済措置は、改革や置き換えの対象ではない金利指標にも適用されません。
- この救済措置は、ヘッジ関係にある一部の項目のみに適用されることがあります。例えば、ヘッジ対象が改革の対象であるIBORを参照しているものの、ヘッジ手段は代替的なベンチマーク金利（改革の対象ではない）を参照しているようなヘッジ関係では、ヘッジ対象については将来キャッシュ・フローが不確実であるため救済措置が適用されませんが、ヘッジ手段には適用されません。
- さらに、IBOR改革に起因する一般的な不確実性のみによってヘッジ関係を構成する項目の公正価値が影響を受けるということが改革の唯一の影響である場合には、「間接的な影響」しか存在しないため、救済措置は適用されません。
- 本修正は、キャッシュ・フローの時期または金額の不確実性から生じるヘッジ会計のある側面に対し、改革が実施されるまでの間、例外規定を提供するのみです。IASBのフェーズ2のプロジェクトでは、今後このような不確実性がなくなった場合のヘッジ指定や、契約条件の変更に対して適用すべき会計処理など、その他の問題を検討する予定です。

PwCの見解

EONIA(ユーロ圏無担保翌日物平均金利)の変更

2019年下半期にEONIAの算定方法が修正され、2021年12月31日に終了する移行期間については、€STRに8.5ベースポイントの固定スプレッドを加えたものとして再定義されました。その後、EONIAは公表されなくなり、€STRに移行することが予想されますが、現時点(2019年11月)では、移行の詳細についてまだ不確実性が残ります。

本修正の公表前に財務諸表が発行されている場合、救済措置を報告日(2019年6月またはそれ以前のほとんどの報告日を含む)に適用できない可能性があります。2019年9月30日およびその後の報告日については、2021年12月31日より後の期間にどのようなベンチマーク金利を適用するかについて不確実性があるため、EONIAを参照しており2021年12月31日より後まで継続する契約については、救済措置を適用することができます。2021年12月31日より前に満期を迎える契約については、不確実性が残っていないため救済措置を適用することはできません(€STR+8.5ベースポイントは、契約の残存期間に適用されます)。

Euriborの変更

現時点(2019年11月)で、Euriborは、建値に基づく手法から混合型の手法へ移行中でした。不確実性が残っているこの移行期間中は、Euriborに救済措置を適用することができます。しかし、移行期間が終了すると(2019年末予定)、救済措置を適用することはできません。ただし、IBOR改革に適合させるためにEuriborをさらに修正しなければならないかどうかについて不確実性が残っていると企業が考えている場合は、この限りではありません。

修正によって提供される主な救済措置

フェーズ1の修正は、IBOR改革によって直接影響を受けるヘッジ関係に対して、ヘッジ会計の特定の要求事項を適用することを一時的に免除する救済措置を提供しています。本修正によって提供される主な救済措置は、以下に関連しています。

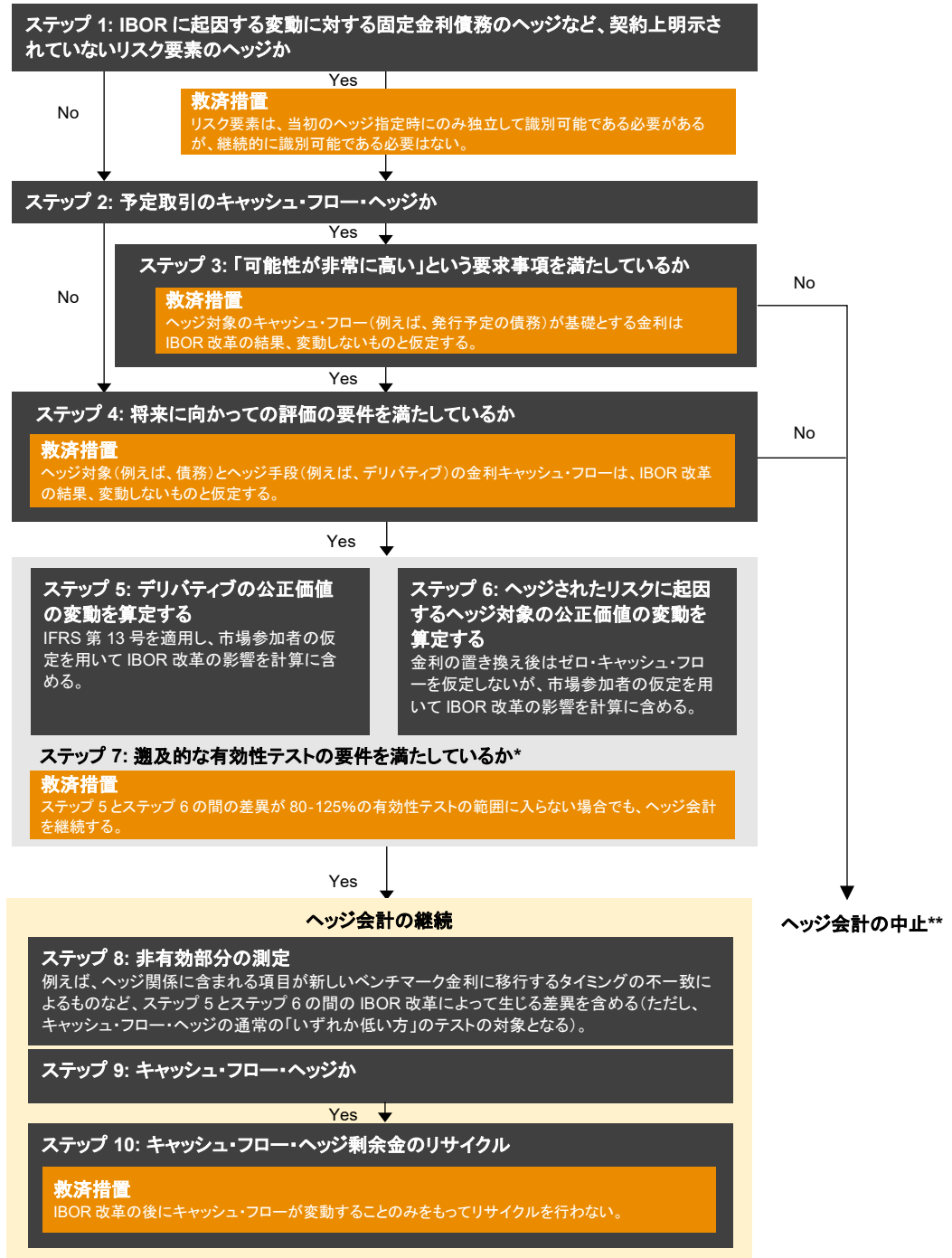
1. リスク要素
2. 「可能性が非常に高い」という要求事項
3. 将来に向かっての評価(経済的関係または「非常に有効」と見込まれるヘッジ)
4. IAS第39号の遡及的な有効性テスト
5. キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル

以下のフローチャートは救済措置を要約したものであり、その後に詳細な説明を提供しています。さらに、付録1では、特定の事例(発行済の債務の金利リスクのヘッジ)に対する救済措置の適用について説明しています。

本In depthでは、多くの事例を提供して、さまざまな状況における救済措置を説明しています。例として、英ポンドLIBORがSONIAに置き換わる事例を挙げていますが、IBOR改革の対象となる他のベンチマーク金利にも同様の原則が適用されます。

フローチャート

以下のフローチャートは、企業がIAS第39号およびIFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項を適用する際に従う可能性のある典型的なステップと、修正によって提供される救済措置が各ステップでどのように適用されるかを示しています。



* 適及的な有効性テストは、IAS 第 39 号の下でのみ要求されている。

** ステップ 10 の救済措置は、ヘッジ会計が中止されても引き続き適用される。

リスク要素

一部のヘッジにおいて、ヘッジ対象またはヘッジされているリスクは、契約上明示されていないIBORのリスク要素です。1つの例は、固定金利債務に対する公正価値ヘッジで、ヘッジ指定されたリスクがIBORの変更に起因する負債の公正価値の変動である場合が挙げられます。ヘッジ会計を適用するために、IFRS第9号およびIAS第39号は、指定されたリスク要素が独立に識別可能かつ信頼性をもって測定可能であることを要求しています。

本修正の下では、契約上明示されていないリスク要素は、当初のヘッジ指定時にのみ独立に識別可能である必要がありますが、継続的に識別可能である必要はありません。例えば、英ポンドLIBORの変更に對するエクスポージャーへのヘッジとして固定金利債務に対して金利スワップを指定するというヘッジ関係で、市場構造が一定の期間をかけて英ポンドLIBORからSONIAへと移行する(したがって、英ポンドLIBORのリスク要素はもはや独立に識別可能でなくなる)場合、英ポンドLIBORの変更に起因するリスクについてのヘッジ会計を継続することができます(ただし、依然としてヘッジ会計に関する他の要求事項が満たされていることが条件となります)。

PwCの見解

- 「信頼性をもって測定可能」の継続的な評価の実施を免除する救済措置はありません。これは、企業がヘッジされたリスク要素を信頼性をもって測定できない場合、当該企業は、どのような非有効部分も測定および認識することはできないためです。
- このことの実務上の影響は、今後IBORの建値が入手できなくなり、ヘッジ対象の要素がもはや信頼性をもって測定できなくなる場合には、ヘッジ会計の中止となるということです。このため、IASBは、フェーズ2の議論の一環として、ヘッジ会計を中止せずにヘッジされたリスク要素を再指定することの実現可能性について検討することが予想されます。
- ダイナミック・マクロヘッジや項目グループのヘッジに対してリスク要素の救済措置をどのように適用するかについては、以下の「グループ・ヘッジ」で解説します。

「可能性が非常に高い」という要求事項

IAS第39号およびIFRS第9号に基づくキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、ヘッジ対象の将来キャッシュ・フローが発生する「可能性が非常に高い」ことを要求しています。これらのキャッシュ・フローがIBORに依存している場合(例えば、発行予定のLIBORに基づく債務の将来の利払いを、金利デリバティブでヘッジする場合)、関連するIBORの公表が中止されるかもしれない(またはフォールバック条項によりベンチマーク金利が変更される)日を越えて「可能性が非常に高い」とみなすことができるかどうかという疑問が生じます。

本修正によって提供される救済措置は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となる金利はIBOR改革の結果として変更されないと仮定することを企業に要求しています。したがって、ヘッジ対象のキャッシュ・フローがIBOR改革の結果として変更される可能性がある場合(例えば、ヘッジ対象である発行予定の英ポンド建債務に係る将来の利払いが、英ポンドLIBOR+Y%ではなく、SONIA+X%となる可能性がある場合)であっても、このことが原因で「可能性が非常に高い」の要求事項を満たさなくなるということにはなりません。

しかしながら、他の理由のため「可能性が非常に高い」の要求事項を満たさない場合(例えば、IBOR改革に起因する不確実性またはその他の理由によるものかどうかを問わず、企業が発行予定であった債務を発行する可能性がもはや高くなった場合)、現在と同様、ヘッジ会計は中止される必要があります。

将来に向かっての評価(経済的關係または「非常に有効」と見込まれるヘッジ)

IAS第39号およびIFRS第9号は、ヘッジ会計を適用するために将来予測的な評価を要求しています。IFRS第9号は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に「経済的關係」があることを要求しており、また、IAS第39号は、ヘッジが「非常に有効」であると見込まれることを要求しています。

現時点(2019年11月)では、IBORに基づくキャッシュ・フローと置き換え後の金利に基づくキャッシュ・フローは概ね同じと予想されています。この場合、非有効部分は最小限に抑えられます。しかし、IBOR改革の日が近づくにつれ、もはやこのような予想が成り立たなくなる可能性があります。特に、ベンチマーク金利の置き換えがヘッジ対象とヘッジ手段において異なる時期に行われることが予想される場合には、将来に向かっての評価においてヘッジの非有効部分が生じる可能性があります。

本修正においては、企業は、ヘッジ対象、ヘッジ手段またはヘッジ対象リスクに起因するキャッシュ・フローの基礎となる金利指標はIBOR改革によって変更されないと仮定します。

PwCの見解

- この救済措置の1つの影響は、企業が、フォールバック条項はIBOR改革を契機として発動しないと仮定することができることです。

- ヘッジ関係は、その他の理由で将来に向かっての評価の要件を満たさない可能性もあります。1つの例として、異なる通貨建てであるものの債務の通貨にペッグされている金利スワップでヘッジされた変動金利債務があります。2つの通貨がその後ペッグされなくなれば、将来に向かっての評価の要件を満たさない可能性が高く、ヘッジ会計を中止しなければならないでしょう。
- ある報告日時点で、ヘッジ手段は代替的なベンチマーク金利に移行しているものの、ヘッジ対象は引き続き以前のベンチマーク金利に基づいている場合、救済措置は、ヘッジ対象に近い将来に代替的なベンチマーク金利に移行することが予想される場合であっても、ヘッジ対象に係る将来キャッシュ・フローのすべては引き続き以前のベンチマーク金利に基づいていると仮定することを企業に要求しています。これは、以下の付録1の「2021年12月31日時点の救済措置の影響」で説明されています。影響の大きさによっては、ヘッジはもはや高い有効性を期待できない可能性があり、その場合には、遡及的な有効性評価を免除されているヘッジ関係であってもヘッジ関係を中止する必要があるでしょう。
- さらに、IBOR改革は、将来に向かっての有効性テストについて、企業が慎重に検討する必要があるようなその他の影響がある可能性があります。これには以下が含まれます。
 - 企業が将来に向かっての有効性を評価する方法として、主要な条件の一致によっている場合、ヘッジ手段の主要な条件がもはやヘッジ対象の主要な条件と一致なくなる可能性がある（特に、ヘッジ手段が代替的なベンチマーク金利に移行しているものの、ヘッジ対象は移行していない場合）。
 - 企業が将来に向かっての有効性の評価に回帰分析を用いている場合、当初は、代替的なベンチマーク金利についての直接観察可能なデータ・ポイントが欠落している可能性がある。
- IFRS第9号では、企業は、ヘッジ手段とヘッジ対象との間に経済的関係が継続しているかどうかを将来に向かって判断します。もしそのような経済的関係が、将来に向かってもはや存在しないのであれば、ヘッジ関係を中止しなければなりません。

IAS 第 39 号の遡及的な有効性テスト

「将来に向かっての評価」における上記の不確実性は、IAS第39号の遡及的な有効性の要求事項にも影響を与える可能性があります。特に、IBOR改革によって、要求されている80－125%の範囲にヘッジの有効性が入らないかもしれません。このため、遡及的な有効性が要求されている80－125%の範囲に入らないという理由のみで、IBORに関連する不確実性が存在する期間中にヘッジが中止されないように、遡及的な有効性テストに例外を提供するようIAS第39号が修正されています。しかし、将来に向かっての評価を含め、ヘッジ会計のその他の要求事項は、依然として満たす必要があるでしょう。

PwCの見解

- 企業は、ヘッジが80－125%の遡及的な有効性テストの要件を満たさない理由を特定する必要はありません。これがIBORに関連しない理由によるものであっても、救済措置は依然として適用されます。これは、企業はヘッジの非有効部分をIBOR改革に起因する金額とその他の要因に起因する金額とに分割する必要がないためです。実務において、このような分割を行うことは困難である可能性があり、また、非有効部分を測定するために追加的な算定が必要になるでしょう。
- しかし、企業は依然としてヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動を測定する必要があります。なぜなら、非有効部分は、依然として通常の方法で測定され、損益計算書に計上されなければならないからです。したがって、ヘッジの有効性が75%しかない場合には、企業はヘッジ会計を継続することができますが、25%の非有効部分については損益計算書で認識しなければなりません（キャッシュ・フロー・ヘッジについては、通常の「いずれか低い方」のテストの対象となります）。
- さらに、報告日において将来に向かっての有効性の評価の要件を満たさない場合には、ヘッジ会計を中止する必要があるでしょう。そのため、遡及的なテストの要件を満たさない可能性に対する「セーフティ・ネット」はもはや存在しなくなり、したがって企業は、将来に向かっての有効性テストを堅牢に行うことが重要です。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクルに係る救済措置は、「可能性が非常に高い」という要求事項の根拠と同様の根拠に基づきます。IAS第39号およびIFRS第9号では、ヘッジされたキャッシュ・フローがもはや発生しないと予想される場合には、企業はキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をリサイクルすることが要求されます。ヘッジ対象の負債性金融商品がIBORに基づく（例えば、英ポンドLIBOR+X%を支払う変動金利債務の場合、IBOR改革は、契約上のキャッシュ・フローが将来SONIAに切り替えられる可能性があるため、債務の全期間にわたって英ポンドLIBORに基づくキャッシュ・フローの発生は見込まれない、という影響を与える可能性があります。救済措置では、ヘッジされ

たキャッシュ・フローが基礎とする金利はIBOR改革の結果として変化しないと仮定することを企業に要求します。したがって、企業が、ヘッジされた変動金利債務のキャッシュ・フローについて、例えば、英ポンドLIBOR+X%からSONIA+Y%への変更を見込んでいたとしても、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクルを行うトリガーにはなりません。

PwCの見解

- 上記のように、将来に向かってのテストの結果が、IAS第39号に基づきヘッジの有効性の可能性が高いと予想されない、または、IFRS第9号に基づきヘッジ手段とヘッジ対象との間に経済的関係はもはやないと企業が判断した場合には、ヘッジ会計を中止する必要があります。しかし、どちらのケースも、そのようなリサイクルに関連した救済措置が継続的に適用されるため、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高は損益計算書を通して直ちにリサイクルされることはないでしょう。むしろ、ヘッジされたキャッシュ・フローが損益計算書に影響を与える場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高は今後も損益計算書にリサイクルされます。

非有効部分の測定

IASBは、ヘッジ対象またはヘッジ手段の測定に例外を提供していません。このような例外は、ヘッジの非有効部分の測定および認識の要求事項を変更しないというIASBの決定と不整合になるためです。

PwCの見解

ヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値は、IFRS第13号「公正価値測定」で要求されているとおり、今後も市場参加者が当該デリバティブの価格付けを行う際に用いるであろう仮定を用いて測定されます。これには、市場参加者が当該デリバティブの価格付けを行う際に含めるであろうIBOR改革の影響も含まれます。将来に向かっての有効性の評価と異なり、企業は、現行のベンチマーク金利が変更されないままであるとは仮定しません。

ヘッジの非有効部分を測定する目的でヘッジ対象の公正価値の変動を算定する場合にも、同様の原則が適用されます。そのため、公正価値ヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動には、市場参加者がこのような公正価値の変動に対してヘッジ対象を価格付けする際に含めるであろうIBOR改革の影響が含まれることとなります。これには、市場参加者が含めるであろう、ヘッジされたリスクに内在する不確実性に対するプレミアムが含まれます。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を測定するために、多くの企業は仮想デリバティブ法を用いています(仮想デリバティブとは、指定されヘッジされたリスクについて、指定されたヘッジ対象と条件が一致するデリバティブのこと)。仮想デリバティブの公正価値には、同様に、変動レグに係るキャッシュ・フローがヘッジ対象と同じである「実在の」デリバティブの価格付けを行う際に市場参加者が含めるであろう、IBOR改革の影響が含まれることとなります。

企業は、IBORが代替的なベンチマーク金利に置き換わる予定日以降のキャッシュ・フローをゼロとは仮定しません。むしろ、市場参加者の仮定を用いて、IBOR改革の影響を測定に含めます。市場参加者は、以下を含む、様々な方法でIBOR改革の影響を織り込む可能性があります。

- ヘッジの残存期間にわたってIBORに基づくキャッシュ・フローを仮定するが、(a)ヘッジ対象のベンチマーク金利の将来における変更についての市場の予想、ならびに、(b)その変更に伴う不確実性(例えば、変更のタイミング、または新しいベンチマーク金利やスプレッドはどうか、および既存のフォールバック条項の影響)の両方を反映する割引率への調整を含める。
- 一定の残存年数にわたってIBORに基づくキャッシュ・フローを仮定し、その後、上記の(b)のみ、すなわち、変更に伴う不確実性のみを反映する割引率を使用して割引いた、代替的なベンチマーク金利への契約の条件変更を仮定する。このアプローチの実務上の課題は、置き換え後の期間におけるキャッシュ・フロー、特に新しいベンチマーク金利への変更時に請求が予想される追加的なスプレッドを決定することである。

どちらのアプローチも、企業は、いくつかの考え得るシナリオをモデル化し、それを確率加重することを検討するかもしれません。他のアプローチも用いられる可能性があり、また、市場参加者が用いるアプローチは市場が展開するにつれ一定の期間にわたって変化する可能性もあります。しかし、どのようなアプローチをとるにせよ、(a)新しいベンチマーク金利に変更される見込み/可能性(市場のヘッジ対象の公正価値測定に織り込まれるため)、および、(b)その変更に伴う不確実性、についての市場参加者の見解を反映させる必要があるでしょう。

非有効部分の発生原因

ヘッジ対象とヘッジ手段で新しいベンチマーク金利への移行方法に差異がある場合、そのことが非有効部分の発生原因になる可能性があります。そのような差異には以下が含まれます。

- 翌日物対ターム物の代替的なベンチマーク金利:例えば、ヘッジ手段は翌日物の代替的なベンチマーク金利(例えばSONIA)に移行するが、ヘッジ対象は同じ代替的なベンチマーク金利のターム物(例えば、3か月

SONIA)に移行する。

- 移行のタイミング:例えば、ヘッジ手段がヘッジ対象より前に代替的なベンチマーク金利に移行する場合、ヘッジ対象が現行のベンチマーク金利を参照し、ヘッジ手段が置き換え後のベンチマーク金利を参照する期間が生じる。これは、異なる金利を参照する期間と、どちらか一方がベンチマーク金利に移行する前の期間はいずれも、非有効部分が生じることになる。さらに、経済的同等性を達成するためには、現行のベンチマーク金利と代替的なベンチマーク金利との間のスプレッド調整が必要になることが予想される。ヘッジ手段がヘッジ対象より前または後に代替的なベンチマーク金利に移行する場合、各日のスプレッドが異なる可能性が高くなる。
- フォールバック条項:ヘッジ手段 (ISDA (国際スワップ・デリバティブ協会) が定める規定などのプロトコルに従う可能性がある) とヘッジ対象 (契約相手方との二者間での合意による) のフォールバック条項は異なる可能性がある。

救済措置の終了

本修正は、救済措置のそれぞれが将来に向かって終了する時期を規定します。一般的に、救済措置は、(a) 関連する項目におけるIBORに基づくキャッシュ・フローの時期または金額にIBOR改革により生じる不確実性がなくなった時と(b) 救済措置が適用されるヘッジ関係が中止される時のいずれか早い方で終了します。より具体的には、救済措置は、以下のように終了します。

- 「可能性が非常に高い」の要求事項 – (a) IBORに基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期または金額にIBOR改革により生じる不確実性がなくなった時と(b) ヘッジ対象が属するヘッジ関係が中止された時のいずれか早い方。
- キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル – (a) IBORに基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期または金額にIBOR改革により生じる不確実性がなくなった時と(b) 中止されたヘッジ関係に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の全額が純損益にリサイクルされた時のいずれか早い方。
- 将来に向かっての評価(「非常に有効」または「経済的な関係」であると見込まれるヘッジ) – ヘッジ手段とヘッジ対象のそれぞれについて、IBORに基づくキャッシュ・フローの時期もしくは金額またはヘッジされたリスクにIBOR改革により生じる不確実性がなくなった時。これは、救済措置がヘッジ手段とヘッジ対象について異なる時期に終了する可能性があることを意味する。しかし、ヘッジ関係がこの日より早く中止された場合には、ヘッジが中止された日に救済措置の適用が中止される。
- 遡及的な有効性テスト (IAS第39号のみ) – (a) ヘッジ対象とヘッジ手段の双方について、ヘッジされたリスクおよびIBORに基づくキャッシュ・フローの時期と金額にIBOR改革により生じる不確実性がなくなった時と(b) 救済措置が適用されたヘッジ関係が中止された時のいずれか早い方。
- リスク要素については、救済措置の終了はない。

PwCの見解

本修正の結論の根拠は、様々なシナリオにおいて救済措置の適用が終了される例を提供しています。一般的に、不確実性を排除するためには、原契約を修正し、代替的なベンチマーク金利に基づくキャッシュ・フローの時期と金額を特定する必要があります。

- シナリオA: ベンチマーク金利が置き換えられる日付、キャッシュ・フローが基礎とする代替的なベンチマーク金利、および、現行のベンチマーク金利と代替的なベンチマーク金利との間のスプレッド調整(例えば、「英ポンドLIBOR」は、2021年6月30日にSONIA+1.5%に置き換えられる)を特定する条項を含めるように契約が修正される場合、契約が修正されて時期と金額に関する不確実性が排除されると、当該契約に対する救済措置の適用は終了される(ただし、ヘッジ関係に含まれる他の契約が同様に修正されていない場合には、救済措置の適用は継続される可能性がある)。
- シナリオB: キャッシュ・フローの修正が生じる旨を記載しているものの、置き換えの日付もベンチマーク金利のいずれも特定されていない条項を含めるように契約が修正される場合(例えば、「英ポンドLIBOR」は、契約当事者間で相互に合意された日に別のベンチマーク金利に置き換えられる)、不確実性は排除されず、救済措置は引き続き適用される。
- シナリオC: ベンチマーク金利に基づくキャッシュ・フローの金額と時期が将来のある時点で中央当局によって決定されるという条項(例えば、「英ポンドLIBORは、中央銀行Xが決定する代替金利に置き換えられ、置き換え時点で代替金利が有効となる」など)が盛り込まれるように契約が修正される場合、いつベンチマーク金利への置き換えが有効になるか、また、代替的なベンチマーク金利とそれに関連するスプレッド調整はどのようになるかを中央当局が明示するまで不確実性が存在するため、救済措置は引き続き適用される。
- シナリオD: ベンチマークを置き換える日付および現行のベンチマーク金利と代替的なベンチマーク金利の

間のスプレッド調整が決定される日付を特定した、IBOR改革を見越した条項(例えば、「英ポンドLIBORは、2021年6月30日に代替的なベンチマーク金利に置き換えられる。英ポンドLIBORと代替的なベンチマーク金利との間のスプレッド調整は、2021年6月30日に決定される」など)が盛り込まれるように契約が修正される場合、代替的なベンチマーク金利もスプレッド調整額も記載されていない。この場合、時期に関する不確実性は排除されたが、金額に関する不確実性は残っているため、救済措置は引き続き適用される。

- シナリオE: キャッシュ・フローの基礎となる代替的なベンチマーク金利および現行のベンチマーク金利と代替的なベンチマーク金利との間のスプレッド調整について特定しているが、契約の修正が有効になると見込まれる日付については特定していない、IBOR改革を見越した条項(例えば、「英ポンドLIBORは、SONIA+1.5%に置き換えられ、相互に合意される日から適用される」など)が盛り込まれるように契約が修正される場合、金額の不確実性は排除されたが、時期に関する不確実性が残っているため、救済措置は引き続き適用される。
- シナリオF: IBOR改革に備えて、金利指標の運営機関としての中央当局は、現行のベンチマーク金利を代替的なベンチマーク金利に置き換えるための複数段階のプロセスを実施する(例えば、EONIA改革の第2段階は、2021年以降に実施予定)。運営機関は、暫定的なベンチマーク金利を導入し、暫定的なベンチマーク金利と現行のベンチマーク金利との差異に基づく固定のスプレッド調整を決定する(例えば、EONIAは、2021年末までは€STR+8.5ベースポイントと設定されている)。この場合、代替的なベンチマーク金利に基づくキャッシュ・フローの時期または金額に関する不確実性は、暫定的なベンチマーク金利を適用している期間中は排除されない。これは、ベンチマーク金利の置き換え過程における一時的な措置であり、そのため救済措置が引き続き適用されるためである。2021年以降に満期を迎える契約について不確実性は残るものの、2021年末までに満期を迎える契約のキャッシュ・フローの時期や金額については不確実性は生じない。

上記の影響は、救済措置がヘッジ対象とヘッジ手段について異なる時期に終了する可能性があるということです。これは、後述の付録1の「発行済の債務に係る金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ」で詳しく説明しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジが中止された(例えば、将来に向かっての有効性テストの要件を満たさない、または、企業がヘッジ手段を処分した場合)であっても、IBORに基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期または金額に不確実性が残っている場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクルに係る救済措置がそのまま適用されます。

ヘッジされたリスクの再指定

IAS第39号とIFRS第9号の双方において、代替的なベンチマーク金利に移行し、ヘッジされたリスクが以前のベンチマーク金利について指定されていたために、救済措置がヘッジ対象に適用されなくなった場合、ヘッジされたリスクを再指定しなければなりません(IBOR改革のために企業のヘッジ指定が認められている場合を除く)。これにより、ヘッジ会計は中止されることになります。企業は、同じヘッジ手段とヘッジ対象を用いて新しいヘッジを指定できるかもしれませんが、新しいヘッジが指定された場合、デリバティブは通常、公正価値がゼロでないという事実によって非有効部分が生じます。

さらに、本修正における一部のパラグラフでは、救済措置がヘッジ対象に適用されなくなった場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高をリサイクルする必要があると述べています。

IASBは、これらの問題の両方をIBOR改革のプロジェクトのフェーズ2の一部とし、このような結果を回避するために追加的な救済措置を提供すべきか否かについて検討することが予想されます。

グループ・ヘッジ (マクロヘッジを含む)

本セクションでは、ヘッジ手段またはヘッジ対象(またはその両方)が1つまたは複数の契約もしくは取引で構成されている場合において、本修正がヘッジに与える影響を扱います。これには以下が含まれます。

- IAS第39号AG114-AG132項における金利リスクの公正価値ポートフォリオ・ヘッジに関する特定の要求事項を用いて会計処理されるマクロ・公正価値ヘッジ
- マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ(例えば、かつてIAS第39号IG F6.2およびF6.3に例示されていた)
- 資産、負債、確定約定または予定取引のグループのその他のヘッジ(IAS第39号第78項、IFRS第9号第6.3.1項(b)および第6.6.1項参照)(IFRS第9号に基づく純額ポジションのヘッジ(IFRS第9号B6.6.1項-B6.6.10項参照)を含む)
- 合計エクスポージャーのヘッジ(IFRS第9号第6.3.4項を参照)
- ヘッジ手段が2つ以上のデリバティブまたはそのポートフォリオで構成されるヘッジ(IAS第39号第77号、IFRS第9号第6.2.5項を参照)

このようなヘッジについては、ヘッジ手段またはヘッジ対象のいずれかで構成される項目に、異なる時期または異なる方法でIBOR改革が影響を与える可能性があります。例えば、

- ヘッジ対象が変動利付貸付金のグループである場合、グループ内の貸付金の一部が、他よりも早く新しいベンチマーク金利に移行する可能性がある。
- ヘッジ手段が金融商品の組み合わせ（例えば、クロス・カレンシー金利スワップと金利スワップ、または異なる通貨の2つの金利スワップ）の場合には、一方のスワップが他方のスワップよりも先に代替的ベンチマーク金利に修正される可能性がある。
- ヘッジ対象の指定の中止や再指定が頻繁に行われている貸付金ポートフォリオのマクロ・公正価値ヘッジにおいて、以前に指定した貸付金が再指定された時点で、独立して識別可能な金利リスクがIBORから代替的ベンチマーク金利に変更される可能性がある。

本修正には、そのような場合にどのように修正を適用するかについての具体的なガイダンスが含まれています。より具体的には、このガイダンスは以下を要求しています。

- ヘッジ対象が、項目グループである場合、またはヘッジ手段が金融商品の組み合わせである場合には、救済措置の終了に関する要求事項は、それぞれの項目または金融商品に個別に適用される。したがって、上記の例において、ヘッジ対象が変動金利貸付金のグループである場合で、グループ内の貸付金の一部が他よりも早く新しいベンチマーク金利に移行したときには、将来に向かっての有効性の評価に関する救済措置は、グループ内の様々な貸付金について異なる時期に終了することになる。同様に、上記の例において、ヘッジ手段がクロス・カレンシー金利スワップと金利スワップ、または複数の金利スワップの組み合わせである場合で、一方のスワップが他方よりも先に代替ベンチマーク金利に修正されたときには、2つのスワップについて、将来に向かっての有効性の評価に関する救済措置は、異なる時点で終了することになる。
- マクロ・公正価値ヘッジにおいては、IBORのリスク要素が独立して識別可能であるか否かを決定する救済措置を適用する目的のために、マクロ・公正価値ヘッジにおいてヘッジ対象（すなわち個別の貸付金）を当初に指定した場合にのみ特定のIBORのリスク要素が独立して識別可能であるか否かを判断する。これは以下の例において説明する。

マクロ・公正価値ヘッジに対する「独立して識別可能」の救済措置の適用例

英ポンド建て固定金利モーゲージ・ポートフォリオを有する英国の銀行である企業Bは、IAS第39号のヘッジに関する特定の要求事項に基づき、英ポンドLIBORに起因するモーゲージの公正価値の変動をマクロ・公正価値ヘッジ関係に指定しています。企業Bのヘッジ文書と整合的に、ヘッジは頻繁に改定されます（すなわち、モーゲージの期限前返済や新しいモーゲージの組成に伴い、原資産であるモーゲージ・プールの変化を反映させるために、ヘッジ手段とヘッジ対象の指定の中止や再指定が頻繁に行われます）。

本修正は、企業Bが初めてマクロ・公正価値ヘッジにおいてヘッジ対象（モーゲージ）を指定した場合に限り、英ポンドLIBORが独立して識別可能なリスク要素であるかどうかを判断することを企業Bに要求しています。この救済措置がなければ、企業Bは、モーゲージがヘッジ項目の一部として再指定されるたびに、すべての既存モーゲージの英ポンドLIBORのリスク要素が独立して識別可能であるかどうかを、継続的に評価する必要があります。このため、英ポンドLIBORが独立して識別可能でなくなる時期（例えば、SONIA市場が確立し、価格設定や新しいモーゲージのヘッジのために使用される市場金利として英ポンドLIBORに置き換わるようになった時期）が来た場合、以前はマクロヘッジに含まれており、その後指定を中止されたモーゲージが、同じマクロヘッジの一部として再指定される可能性はありません。この救済措置は、そのようなモーゲージが同じマクロヘッジの一部として再指定される可能性があるという影響があります。

PwCの見解

- 実務上、一部の企業は、マクロ・公正価値ヘッジにおいて個別のヘッジ対象を指定しません。むしろそのような企業は、IAS第39号のAG114項(c)で認められているように、ヘッジ対象のポートフォリオから引き出された金額を指定します。この種の指定では、（ヘッジ対象の当初指定時にのみ「独立して識別可能」を評価する）上述の救済措置は必要ないでしょう。
- 「独立して識別可能」の要求事項について、救済措置の終了日はありません。しかし、上述したように、市場構造が変化し、「古い」IBOR（すなわち、上記の例では英ポンドLIBOR）でなく、代替的ベンチマーク金利（上記の例ではSONIA）が、独立して識別可能な唯一のベンチマーク金利のリスク要素となるような時期が来る可能性があります。古いIBORがもはや独立して識別可能でなくなった後に初めてマクロヘッジに指定された新しいヘッジ対象（例えば、新しい貸付金が組成される場合）は、古いマクロヘッジに含めることはできません。しかし、企業は、このような貸付金について、置き換えた金利でリスク要素（例えば、SONIAに起因する公正価値の変動）を指定して、新しいマクロヘッジを開始することができます。
- IFRSの修正のフェーズ2では、IASBは、ヘッジ会計を中止せずにヘッジされたベンチマーク金利を変更すること（例えば、英ポンドLIBORからSONIAへ）を企業に認めるかどうかを検討することが期待されています。

IASBがこの追加的な救済措置を提供すれば、企業は、上記のような新しいマクロ・公正価値ヘッジを創出する必要はないでしょう。

開示

本修正では、以下の開示が要求されています。

- 企業のヘッジ関係がエクスポージャーを有している重要な金利指標
- 企業が管理するリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革によって直接的に影響を受ける範囲
- 企業が代替的ベンチマーク金利への移行プロセスをどのように管理しているか
- 救済措置を適用する際に企業が行った重要な仮定または判断(例えば、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期および金額に関してもはや存在しない場合の仮定または判断)
- それらのヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

PwCの見解

- 移行プロセスを知ることで、経営者がどの程度移行準備をしているかについての情報を得ることができるため、財務諸表利用者は、企業が移行プロセスをどのように管理しているかについての開示に関心を示す可能性があります。例えば、フォールバック条項がヘッジ対象とヘッジ手段の間で著しく異なる場合、これは、説明すべき移行プロセスに関連する側面である可能性があります。
- 本修正では、企業が管理するリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革によって直接的な影響を受ける範囲について開示することが求められています。本修正は、この開示を定性的に提供できるかどうかを明らかにしていませんが、数値の開示は財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性があります。
- 本修正が具体的に要求する開示に加え、企業は、他の要求される開示に与えるIBOR改革の影響を考慮しなければなりません。例えば、ヘッジ会計に関する会計方針は、救済措置について更新する必要があり、IFRS第13号「公正価値測定」に基づく開示は、市場の流動性が高まったり低下したりする場合の公正価値ヒエラルキーのレベル間振替に影響を受ける可能性があります。
- IASBの強制力のない実務記述書「経営者による説明」では、経営者の説明は、元本リスクやそれらのリスクを管理する経営者の計画を含め、企業固有のものでなければならない、と提言しています。そのため、企業は、間近に迫ったIBORの置き換えについての追加的な開示と、それに伴う検討事項を、年次報告書の別の部分に提供すべきか否かについて検討しなければなりません。財務報告に関する現地の法規制は、例えば、年次報告書の「前半」か、または経営者による説明と分析(「MD&A」)において、企業が直面するリスクと不確実性の一環として、当該情報の開示を要求する可能性があります。
- IBOR改革に関するIASBによるIFRSの修正のフェーズ2については、より多くの情報が周知になっていることから、特に重要な会計上の判断または見積りが存在する場合、企業は、本修正で予想される影響を開示することを検討しなければなりません。
- 本修正によって要求される開示の2つの例については、以下の付録2をご参照ください。

発効日

本修正は強制であり、2020年1月1日以後に開始する事業年度より適用しなければなりません。早期適用は認められています。

また、本修正は欧州連合(EU)/欧州経済地域(EEA)においてエンドースメントの対象となっており、現在、EUが、2019年12月期末の適用に間に合うようエンドースメント手続きを早めています。

PwCの見解

- PwCは、多くの企業が、ヘッジ会計の適用を継続し、適用を中止した場合に要求される分析を行う必要がないよう、本修正の早期適用を選択すると見込んでいます。
- 本修正は、年次および期中報告期間の両方で早期適用が可能です(ただし、現地のエンドースメントの要求事項に従う必要があります)。
- 2019年12月31日の期末に本修正を早期適用する企業は、最初に本修正を適用する報告期間の期首時点に存在したヘッジ関係またはその後指定されたヘッジ関係、および報告期間の期首時点のキャッシュ・フ

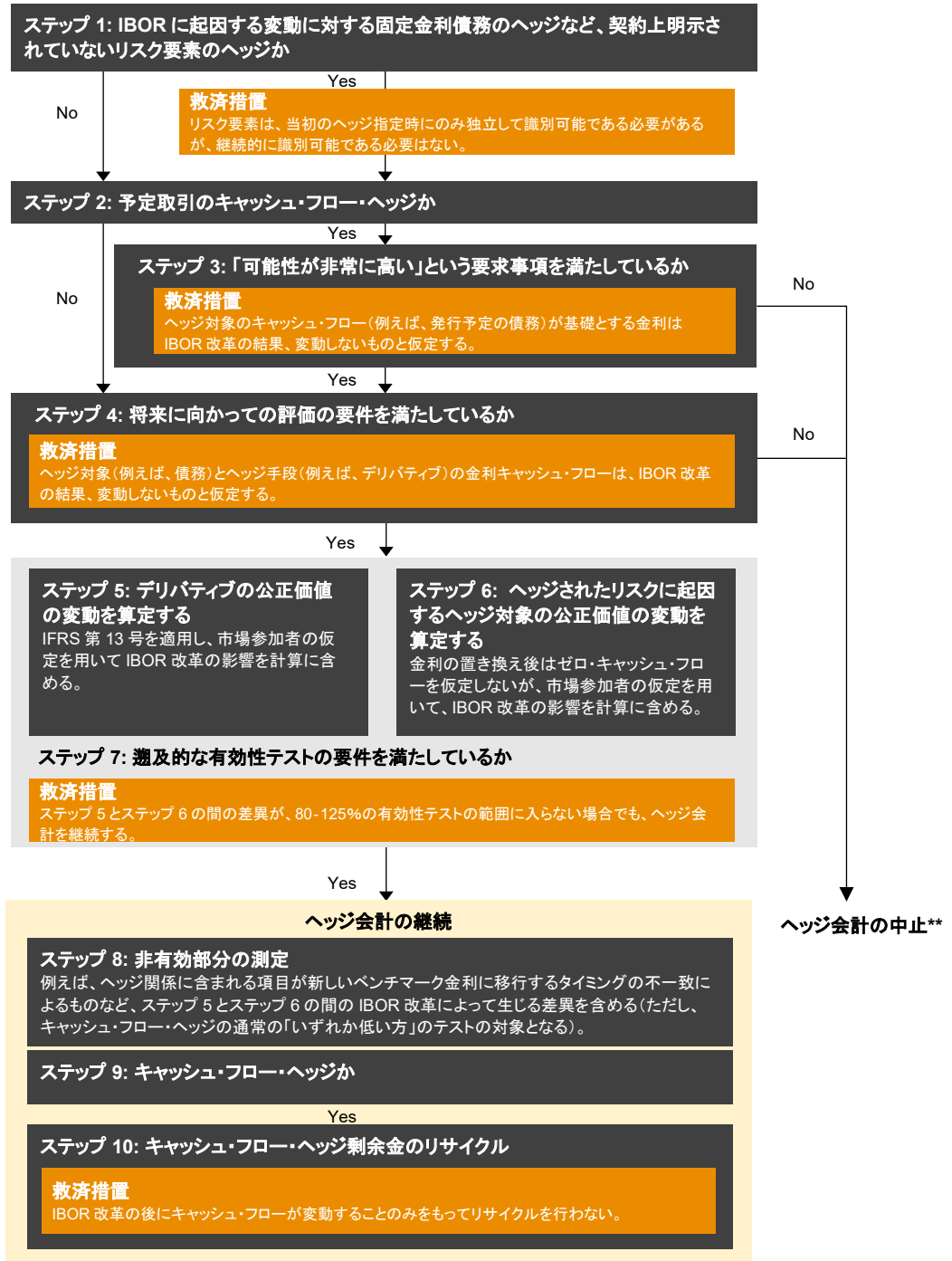
ロー・ヘッジ剰余金において認識された金額に対して、本修正を遡及適用します。

- しかし、本修正は、すでに中止したヘッジ会計を復活させることを認めていません。そのため、企業がIBORの不確実性のために期中報告期間にヘッジ会計を中止した場合、本修正を早期適用しても、年次財務諸表においてヘッジ関係を復活させることはできません。(企業が本修正を適用した場合)企業は、救済措置を適用する新たなヘッジを指定することができる可能性があります。しかし、ヘッジ会計は、そのような新しいヘッジの指定日からのみ適用することができます(すなわち、本修正は事後的な指定を認めていません。事後的な指定は、将来に向かってヘッジ会計を適用する全般的な要件と不整合になるからです)。PwCは、実務上、本修正の公表時(2019年11月)のIBORの不確実性によりヘッジ関係を中止した企業がいるとは認識していません。このため、このことは、本修正の早期適用を選択する企業にとって大きな問題にはならないでしょう。
- 企業が本修正を早期適用しない場合には、IBOR改革から生じる不確実性を考慮し、ヘッジ会計を継続することが適切かどうかを実証するために、関連するベンチマークを分析する必要があります。IBOR改革が近づくにつれ、この分析は困難になる可能性が高いですが、IBOR改革は異なる法域において異なるスピードで実施されることを踏まえると、異なるベンチマークのエクスポージャーについて、その影響も異なる可能性があります。

付録 1—救済措置の適用

フローチャート

以下のフローチャートは、企業がIAS第39号およびIFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項を適用する際に従う可能性のある典型的なステップと、修正によって提供される救済措置が各ステップでどのように適用されるかを示しています。



* 遡及的な有効性テストは、IAS 第 39 号の下でのみ要求されている。

** ステップ 10 の救済措置は、ヘッジ会計が中止されても引き続き適用される。

発行済の債務の金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ

この例は、実務において、救済措置が4つの報告期間にどのように適用されるかを示しています。事実に関する詳細は以下の通りであり、要約すると次の表のようになります。

	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
ヘッジ対象 - 変動金利債務	英ポンドLIBOR	英ポンドLIBOR	英ポンドLIBOR	SONIA
ヘッジ手段 - 金利スワップ	英ポンドLIBOR	英ポンドLIBOR	SONIA	SONIA
代替的ベンチマーク金利 への変更に関連する不確 実性の程度	英ポンドLIBORを SONIAに置き換え るメカニズムと置き 換え時期に関する 重要な不確実性が 存在する。	英ポンドLIBORを SONIAに置き換え るメカニズムと、そ の置き換え時期が より明確になって いる。	ヘッジ手段は SONIAに移行して いる。ヘッジ対象に ついては、ある程 度、不確実性が残 る。	ヘッジ対象が SONIAに移行して いるため、残る不 確実性はない。
英ポンドLIBORの置き換え が予定される時期	ヘッジ手段に ついては、 2021年 ヘッジ対象に ついては、 2022年	ヘッジ手段につい ては、2021年6月 ヘッジ対象につい ては、2022年半ば	ヘッジ対象につい ては2022年6月	n/a

事実

2015年10月1日に、企業Aは、3か月英ポンドLIBOR+1%の金利で10,000ポンドの10年物変動金利債務を発行しました。当該債務は、償却原価で測定されます。債務の契約締結と同時に(2015年10月1日)に、企業Aは、固定金利払い(3%)、3か月英ポンドLIBOR+1%受けの10年物金利スワップ(「ヘッジ手段」)契約を締結しました。企業Aは、同時に、このスワップ契約を、3か月英ポンドLIBOR(「ヘッジ対象」)の変動による債務のキャッシュ・フローの変動性に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定します。企業は、ヘッジ開始時および各報告日に、シナリオ分析を用いて将来に向かっての有効性の評価を実施します。ヘッジ手段(金利スワップ)の重要な条件はすべて、2015年のヘッジ開始時におけるヘッジ対象の債務の条件と一致します。遡及的な有効性テストについて、企業Aは、ヘッジされた債務の公正価値の変動を、仮想デリバティブを用いて測定します。ヘッジの開始以来、ヘッジは引き続き高い有効性があり、ヘッジ手段の公正価値の変動(ヘッジが有効である範囲まで)はその他の包括利益で認識され、資本の中のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金において繰り延べられます。債務と金利スワップには、英ポンドLIBORが中止された場合に何が代替金利かを定めるフォールバック条項は含まれていません。

企業Aは、この債務を、額面価額に発生利息を加算した金額で期限前償還することが可能です。以下に例示する全期間にわたり、企業Aは債務を期限前償還する意図はありません。また、表示されている期間を通じて、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る信用リスクの著しい変動はありません。

企業Aの期末日は12月31日であり、IAS第39号のヘッジ会計を適用することを選択しています。IFRS第9号の救済措置は、(IFRS第9号の用語を参照していますが)IAS第39号の救済措置と広い範囲で一致しているため、この例でも、IFRS第9号の救済措置の適用を説明しています。IAS第39号とIFRS第9号の救済措置の差異は、以下の「PwCの見解」の中で説明されています。

企業Aは、IBOR改革のヘッジ関係に及ぼす影響、および、2019年12月31日から2022年12月31日までIAS第39号の下で利用可能な救済措置を検討しています。企業Aは、IFRSに準拠した期中財務諸表は作成していません。

2019年12月31日現在の救済措置の影響

2019年12月31日現在の追加的な事実

2019年12月31日現在、ヘッジ手段(金利スワップ)およびヘッジ対象の債務のいずれも、IBOR改革の結果として修正されていません。英ポンドLIBORをSONIAに置き換えるメカニズムについては、重要な不確実性が存在します。経営者は、発生する可能性が最も高いシナリオは、ヘッジ手段およびヘッジ対象の債務が、同じSONIA金利(英ポンドLIBORに置き換わる金利)に移行し、2021年と2022年のスプレッドに対してそれぞれ同様に調整されることだと考えています。ヘッジ手段とヘッジ対象のSONIAへの移行時期のミスマッチは、双方がSONIAに移行するまでの各報告期間中の非有効部分の測定に影響を及ぼします。

企業Aは2019年12月31日の期末にIAS第39号の修正を早期適用する、と仮定します。

2019年12月31日、企業Aは、ヘッジ関係に対する救済措置の影響を、フローチャートを用いて以下のように評価します。

ステップ1: IBORに起因する変動に対する固定金利債務のヘッジなど、契約上明示されていないリスク要素のヘッジか

変動金利の英ポンドLIBORのキャッシュ・フローは、契約上明示されています。ステップ2に進みます。

ステップ2: 予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジか

ヘッジ対象の債務は、キャッシュ・フローが確約された認識済みの負債です。しかし、当該債務は期限前償還可能であるため、企業Aは、期限前償還オプションの影響を評価する必要があります。

ステップ3: 「可能性が非常に高い」という要求事項を満たしているか

企業Aは、当該債務を期限前償還する意図はありません。したがって、企業Aは、すべての英ポンドLIBORのキャッシュ・フローは2025年10月における債務の満期まで継続すると仮定しています。特に、2022年に予定されるSONIAへの移行後のキャッシュ・フローがゼロになることは想定していません。

ステップ4: 将来に向かっての評価の要件を満たしているか

企業Aは、シナリオ分析を用いて、ヘッジ関係の将来の有効性を検討します。企業Aは、ヘッジ手段(すなわち、スワップ)とヘッジ対象の債務の双方にヘッジの全期間にわたって英ポンドLIBORのキャッシュ・フローが発生し続けると仮定しており、したがって、重要な条件は引き続き一致すると仮定しています。そのため、すべてのシナリオの下では、ヘッジ関係は依然として将来にわたって非常に有効です。同様の理由により、当該企業がIAS第39号ではなくIFRS第9号を適用した場合でも、スワップとヘッジ対象の債務との間に経済的関係が存在し続けるでしょう。

ステップ5: デリバティブの公正価値の変動を算定する

ヘッジ手段(すなわち、スワップ)の公正価値は、IFRS第13号「公正価値測定」に基づき、市場参加者の仮定を用いて決定されます。これには、2021年に予想されるSONIAへの移行、その結果としてのスプレッドの調整、およびまだ最終決定されていないIBOR改革の他の側面に関連する不確実性に照らして、市場参加者が考慮に入れるであろうIBOR改革の影響が含まれるでしょう。

ステップ6: ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を算定する

企業Aは、ヘッジの開始時に、ヘッジ対象の関連条件を反映させた仮想デリバティブを構築しました。企業Aは、長期債務の金利リスクをヘッジしているため、関連する仮想デリバティブは、ヘッジされた金額(10,000英ポンド)を想定元本とし、長期貸付金の償還日(2025年9月30日)に満期を迎え、変動部分は英ポンドLIBOR+1%であり、固定部分は開始時に公正価値ゼロと決定される金利スワップです。貸付金の英ポンドLIBOR+1%は2022年中に置き換えられると見込まれているものの、仮想デリバティブは2022年以降のキャッシュ・フローをゼロとみなしていません。しかし、仮想デリバティブの評価には、市場参加者がヘッジ対象の条件や期待に一致した実際のデリバティブに含めるであろう、IBOR改革の影響が含まれます。すなわち、2022年にSONIAへの移行が見込まれ、その結果生じるスプレッド調整、およびまだ最終化されていないIBOR改革のその他の側面に関連する不確実性が含まれるでしょう。

ステップ7: 遡及的な有効性テストの要件を満たしているか

企業Aは、ヘッジ関係の遡及的な有効性を考慮して、デリバティブ(ステップ5)およびヘッジ関係(ステップ6)の公正価値の変動を算定します。本例示の目的上、不確実性の程度が高いと仮定しているため、英ポンドLIBORおよびSONIAのカーブは概ね同じであり、遡及的な有効性テストの要件を満たすと仮定します。

ステップ8: 非有効部分の測定

デリバティブの公正価値には、仮想デリバティブの置き換え時期と一致しない英ポンドLIBORの置き換え時期に関する仮定が含まれているため、このタイミングのミスマッチによって非有効部分が生じると予想されます。また、非有効部分は、デリバティブとヘッジ対象の債務に異なる影響を与える可能性がある範囲まで、まだ最終化されていない

IBOR改革のタイミングおよびその他の側面の両方に関連する不確実性からも生じる可能性があります。その結果生じる非有効部分は、損益計算書に直ちに認識しなければなりません(ただし、通常の「より低い方」のテストの対象となります)。ヘッジが有効である範囲まで、ヘッジ手段の公正価値の変動(すなわち、スワップ)は、その他の包括利益に認識され、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に繰り延べられます。

ステップ9: キャッシュ・フロー・ヘッジか

キャッシュ・フロー・ヘッジです。ステップ10に進みます。

ステップ10: キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル

ヘッジ関係の有効部分に関連するヘッジ手段(すなわち、スワップ)の公正価値の変動は、その他の包括利益で認識され、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に繰り延べられます。企業Aは、2022年中に実施が見込まれる英ポンドLIBORの置き換え後のヘッジ対象の債務のキャッシュ・フローに関連する部分については、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をリサイクルしません。

2020年12月31日現在の救済措置の影響

2020年12月31日現在の追加的な事実

2020年には、英ポンドLIBORをSONIA(英国における英ポンドLIBORの置き換え後の金利)に置き換えるメカニズムが、より明らかになっています。その結果、2020年12月31日時点で、置き換え後の金利の算定方法がより明確になり、市場参加者が変更時に要求する可能性のある追加的なスプレッドについての範囲を見積ることが可能になります。金利スワップについては置き換え時期が明確になっており、現在のところ2021年6月と見込まれています。ヘッジ対象の債務についての置き換え時期は、現在のところ2022年半ばと見込まれています。経営者は引き続き、発生する可能性が最も高いシナリオは、スワップとヘッジ対象の債務が同じSONIA金利に移行し、スプレッドに対して同様の調整が行われることだと考えています。

2020年12月31日、企業Aは、ヘッジ関係に対する救済措置の影響を、フローチャートを用いて以下のように評価します。

ステップ1: IBORに起因する変動に対する固定金利債務のヘッジなど、契約上明示されていないリスク要素のヘッジか

変動金利の英ポンドLIBORのキャッシュ・フローは、契約上明示されています。ステップ2に進みます。

ステップ2: 予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジか

ヘッジ対象の債務は、キャッシュ・フローが確約された認識済みの負債です。しかし、当該債務は期限前償還可能であるため、企業Aは、期限前償還オプションの影響を評価する必要があります。

ステップ3: 「可能性が非常に高い」という要求事項を満たしているか

企業Aは、当該債務を期限前償還する意図はありません。したがって、企業Aは、すべての英ポンドLIBORのキャッシュ・フローは2025年10月における債務の満期まで継続すると仮定しています。特に、2022年の半ばに予想されるSONIAへの移行後のキャッシュ・フローがゼロになることは想定していません。

ステップ4: 将来に向かっての評価の要件を満たしているか

2020年12月31日現在で、企業Aは、シナリオ分析を用いて、将来に向かってヘッジ関係の有効性を検討します。企業Aは、ヘッジ手段(すなわち、スワップ)とヘッジ対象の債務の双方に英ポンドLIBORのキャッシュ・フローが発生し続けると仮定しており、したがって、重要な条件は引き続き一致すると仮定しています。そのため、すべてのシナリオの下では、ヘッジ関係は依然として将来に向かって非常に有効です。同様の理由により、当該企業がIAS第39号ではなくIFRS第9号を適用する場合でも、スワップとヘッジ対象の債務との間に経済的関係が存在し続けるでしょう。

ステップ5: デリバティブの公正価値の変動を算定する

ヘッジ手段(すなわち、スワップ)の公正価値は、IFRS第13号「公正価値測定」に基づき、市場参加者の仮定を用いて決定されます。これには、2021年6月に予定されているSONIAへのデリバティブの移行、その結果としてのスプレッドの調整、および、まだ最終決定されていない改革の他の側面に関連する不確実性に照らして、市場参加者が考慮に入れるであろうIBOR改革の影響が含まれるでしょう。

ステップ6: ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を算定する

企業Aは、ヘッジの開始時に、ヘッジ対象に関連する条件を反映させた仮想デリバティブを構築しました。企業Aは、長期債務の金利リスクをヘッジしているため、関連する仮想デリバティブは、ヘッジされた金額(10,000英ポンド)を想定元本とし、長期貸付金の償還日(2025年10月)に満期を迎え、変動部分は英ポンドLIBOR+1%であり、固定部分は開始時に公正価値ゼロと決定される金利スワップです。貸付金の英ポンドLIBOR+1%は2022年半ばに置き換えられると

見込まれているものの、仮想デリバティブは2022年半ば以降のキャッシュ・フローをゼロとみなしていません。しかし、仮想デリバティブの評価には、市場参加者がヘッジ対象の条件や期待に一致した実際のデリバティブに含めるであろう、IBOR改革の影響が含まれます。すなわち、2022年半ばにSONIAへの移行が見込まれ、その結果生じるスプレッド調整、およびまだ最終化されていないIBOR改革のその他の側面に関連する不確実性が含まれるでしょう。

ステップ7: 遡及的な有効性テストの要件を満たしているか

企業Aは、ヘッジ関係の遡及的な有効性を考慮して、デリバティブ(ステップ5)およびヘッジ対象(ステップ6)の公正価値の変動を算定します。

デリバティブと仮想デリバティブの公正価値には、デリバティブとヘッジ対象の債務がSONIAに移行すると予想される移行時期の違いを含め、英ポンドLIBORについて予想される置き換えが反映されているため、「タイミングのミスマッチ」によって非有効部分が発生します。本例示の目的上、企業Aは、ヘッジ関係が引き続き遡及的に有効でない、すなわち、ヘッジの実際の結果は、要求される80%-125%の有効性の範囲に含まれないと判断したと仮定します。これは、IBOR改革の影響と上述した時期の違いのみによるものかもしれませんが。あるいは、IBOR改革とその他の要因(金利スワップの信用リスクの増大など)の組み合わせによるものかもしれません。にもかかわらず、企業Aは、ベンチマーク金利改革に関連した不確実性が残っており、他のすべてのヘッジ会計の要件は満たされているという、2020年12月31日に与えられる救済措置によって要求されているように、ヘッジ関係を継続します。

ステップ8: 非有効部分の測定

デリバティブの公正価値には、仮想デリバティブの置き換え時期と一致しない英ポンドLIBORの置き換えの時期に関する仮定が含まれているため、このタイミングのミスマッチによって非有効部分が生じると予想されます。また、非有効部分は、デリバティブとヘッジ対象の債務に異なる影響を与える可能性がある範囲まで、まだ最終化されていないIBOR改革のタイミングおよびその他の側面の両方に関連する不確実性からも生じる可能性があります。その結果生じる非有効部分は、損益計算書に直ちに認識しなければなりません(ただし、通常の「より低い方」のテストの対象となります)。ヘッジが有効である範囲まで、ヘッジ手段の公正価値の変動(すなわち、スワップ)は、その他の包括利益に認識され、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に繰り延べられます。

ステップ9: キャッシュ・フロー・ヘッジか

キャッシュ・フロー・ヘッジです。ステップ10に進みます。

ステップ10: キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル

ステップ8で述べたように、ヘッジ関係の有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動は、その他の包括利益で認識され、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に繰り延べられます。企業Aは、2022年半ばに実施が見込まれる英ポンドLIBORの置き換え後のヘッジ対象の債務のキャッシュ・フローに関連する部分については、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をリサイクルしません。

2021年12月31日現在の救済措置の影響

2021年12月31日現在の追加的な事実

2021年中に、ヘッジ手段(すなわち、スワップ)の条件は修正され、企業Aは、(3か月英ポンドLIBOR+1%でなく)SONIA+1.5%を受け取ります。スワップの他のすべての条件は変更されません。したがって、英ポンドLIBORの置き換えに関連する不確実性は、ヘッジ手段には存在しなくなり、そのため、企業Aはヘッジ手段に救済措置を適用できなくなります。

ヘッジ対象の債務の金利およびその他のすべての条件は変更されません(すなわち、引き続き3か月英ポンドLIBOR+1%の契約上の金利になります)。ヘッジ対象の債務がいつSONIAに移行するのか、どのようなSONIA金利になるのか、そして関連するスプレッド調整について、不確実性が残っています。したがって、企業Aは引き続きヘッジ対象の債務に救済措置を適用します。

しかし、ヘッジ対象の債務の金利の置き換え時期はより明らかになってきており、現在のところ2022年6月と見込まれています。経営者は、発生する可能性が最も高いシナリオは、ヘッジ対象の債務がスワップと同じSONIA金利に移行し、スプレッドに対して同様の調整が行われることだと考えています。

企業Aは、ヘッジ関係に対する救済措置の影響を、フローチャートを用いて以下のように評価します。

ステップ1: IBORに起因する変動に対する固定金利債務のヘッジなど、契約上明示されていないリスク要素のヘッジか

変動金利の英ポンドLIBORのキャッシュ・フローは、契約上特定されています。ステップ2に進みます。

ステップ2: 予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジか

ヘッジ対象の債務は、キャッシュ・フローが確約された認識済みの負債です。しかし、当該債務は期限前償還可能であるため、企業Aは、期限前償還オプションの影響を評価する必要があります。

ステップ3: 「可能性が非常に高い」という要求事項を満たしているか

企業Aは、当該債務を期限前償還する意図はありません。したがって、企業Aは、すべての英ポンドLIBORのキャッシュ・フローは2025年10月における債務の満期まで継続すると仮定しています。特に、2022年6月に予想されるSONIAへの移行後のキャッシュ・フローがゼロになることは想定していません。

ステップ4: 将来に向かっての評価の要件を満たしているか

企業Aは、ヘッジ対象の債務において明示されたベンチマーク金利はIBOR改革によって変更されないことを前提に、将来に向かってヘッジ関係の有効性を検討します。その結果、ヘッジ手段のベンチマークとなるキャッシュ・フローはSONIAに基づき、ヘッジ対象については英ポンドLIBORに基づきます。したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件はもはや一致しません。企業Aが将来に向かっての有効性の評価に使用するシナリオ分析は、その結果として生じる非有効部分が十分に小さく、ヘッジ関係は将来に向かって非常に高い有効性を維持することを実証すると仮定します。

この仮定を踏まえると、企業がIAS第39号ではなくIFRS第9号を適用する場合でも、スワップとヘッジ対象の債務との間には、引き続き経済的関係が存在する可能性が高いでしょう。

しかし、将来に向かっての有効性の評価の要件を(IAS第39号の下で)満たさない場合、または(IFRS第9号の下で)もはや経済的関係がない場合には、ヘッジ会計を中止する必要があります。

ステップ5: デリバティブの公正価値の変動を算定する

2020年12月31日現在、ヘッジ手段は、IFRS第13号に基づき公正価値で評価されます。これは、SONIAのキャッシュ・フローに基づきます。

ステップ6: ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を算定する

企業Aは、ヘッジの開始時に、ヘッジ対象に関連する条件を反映させた仮想デリバティブを構築しました。企業Aは、長期債務の金利リスクをヘッジしているため、関連する仮想デリバティブは、ヘッジされた金額(10,000英ポンド)を想定元本とし、長期貸付金の償還日(2025年10月)に満期を迎え、変動部分は英ポンドLIBOR+1%であり、固定部分は開始時に公正価値ゼロと決定される金利スワップです。貸付金の英ポンドLIBORは2022年6月に置き換えられると見込まれているものの、仮想デリバティブは2022年6月以降のキャッシュ・フローをゼロとみなしていません。しかし、仮想デリバティブの評価には、市場参加者がヘッジ対象の条件や期待に一致した実際のデリバティブに含めるであろうIBOR改革の影響が含まれます。すなわち、2022年6月にSONIAへの移行が見込まれ、その結果生じるスプレッド調整、およびまだ最終化されていないIBOR改革のその他の側面に関連する不確実性が含まれるでしょう。

ステップ7: 遡及的な有効性テストの要件を満たしているか

企業Aは、ヘッジ関係の遡及的な有効性を考慮して、デリバティブ(ステップ5)およびヘッジ対象(ステップ6)の公正価値の変動を算定します。

ヘッジ手段の公正価値は、現在、SONIAのキャッシュ・フローに基づいていますが、仮想デリバティブの公正価値は、現行の英ポンドLIBORのキャッシュ・フローと、2022年6月の当該キャッシュ・フローのSONIAへの予定される修正(予定される修正に伴う不確実性を含む)の両方を反映しています。異なる評価の基礎は、非有効部分を生じさせます。本例示の目的上、企業Aは、ヘッジ関係が引き続き遡及的に有効でない、すなわち、ヘッジの実際の結果は、要求される80%-125%の有効性の範囲に含まれないと判断したと仮定します。これは、IBOR改革の影響と上述した時期の違いのみによるものであるかもしれません。あるいは、IBOR改革とその他の要因(金利スワップの信用リスクの増大など)の組み合わせによるものかもしれません。にもかかわらず、企業Aは、IBOR改革に関連した不確実性が残っており、他のすべてのヘッジ会計の要件は満たされているという、2021年12月31日に与えられる救済措置によって要求されているように、ヘッジ関係を継続します。

ステップ8: 非有効部分の測定

その結果生じる非有効部分は、損益計算書に直ちに認識されなければなりません(ただし、通常の「どちらか低い方」のテストに従います)。ヘッジが有効である範囲まで、ヘッジ手段の公正価値の変動(すなわち、スワップ)は、その他の包括利益に認識され、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に繰り延べられます。

ステップ9: キャッシュ・フロー・ヘッジか。

キャッシュ・フロー・ヘッジです。ステップ10に進みます。

ステップ10: キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル

ステップ8で述べたように、ヘッジ関係の有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動は、その他の包括利益で認識され、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に繰り延べられます。企業Aは、2022年6月に予定される英ポンドLIBORの置き換え後のヘッジ対象のキャッシュ・フローに関連する部分については、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金

をリサイクルしません。

2022年12月31日現在の救済措置の影響

2022年12月31日現在の追加的な事実

2022年中に、ヘッジ対象の金利はSONIA+1.5%に修正されます。ヘッジ対象の債務の条件に対して、その他の変更は行われません。

2022年12月31日現在、英ポンドLIBORの置き換えに関連する不確実性は、ヘッジ手段とヘッジ対象の両方について存在しません。企業Aは、もはや、ヘッジ手段またはヘッジ対象のいずれにも救済措置を適用できません。

企業Aは、ヘッジされたリスク(SONIAの金利リスク)を再指定します。これは、IAS第39号およびIFRS第9号の双方のもとで、ヘッジの中止をもたらします。しかし、IASBは、IBOR改革に関するプロジェクトのフェーズ2の一環として、このような結果を回避するための追加的な救済措置を提供するかどうかについて検討することが期待されています。

付録 2－開示例

例 1: 事業会社の IAS 第 39 号に基づくヘッジの開示－キャッシュ・フロー・ヘッジ

これらの開示は、2019年12月末に適用される「救済措置」を示すものであり、本修正によって要求される開示および IBOR改革によって影響を受けるその他のヘッジ会計の開示に限定されます。他のIFRS第7号のヘッジ会計の開示については、PwCの[国際財務報告基準\(IFRS\)に基づく連結財務諸表のひな型－2019年12月末](#)を参照。

ヘッジ会計の開示

変動金利借入金の金利リスク(キャッシュ・フロー・ヘッジ)

企業Aの金利リスクは、3か月英ポンドLIBORに基づく10,000英ポンドの10年物変動金利債務から発生します。企業Aのリスク管理方針は、変動対固定の金利スワップを用いて、変動金利債務のキャッシュ・フローの変動をヘッジすることです。したがって、企業Aは、発行済みの債務に対応するように、固定金利払い変動金利受けの10年物金利スワップ(「ヘッジ手段」)を締結します。当該債務は償却原価で計上されます。

早期適用された修正基準

企業Aは、2019年9月に公表された「金利指標改革-IFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号に対する修正」の早期適用を選択しました。移行規定に従い、当該修正は、報告期間の期首時点で存在していたヘッジ関係またはそれ以降に指定されたヘッジ関係、および当該日付時点のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額に対して遡及的に適用されます。

本修正は、IBOR改革によって直接影響を受けるヘッジ関係に対し、ヘッジ会計における特定の要求事項の適用を一時的に免除する救済措置を提供しています。この救済措置は、IBOR改革は、通常、ヘッジ会計の終了をもたらすべきではないという内容のものです。しかし、ヘッジの非有効部分については、引き続き損益計算書に計上しなければなりません。さらに、本修正は、いつ救済が終了するかのトリガーを規定しており、その中には、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時など、救済措置の適用が終了となるタイミングを定めています。

要約すると、企業Aに適用される修正が提供する救済措置は、以下の通りです。¹

- 「可能性が非常に高い」という要求事項を考慮する場合、企業Aは、ヘッジ対象の債務の基礎となる英ポンドLIBOR金利はIBOR改革の結果として変更されないと仮定している。
- 将来予測的にヘッジの有効性が高いと見込まれるかどうかを評価するにあたり、企業Aは、ヘッジ対象の債務のキャッシュ・フローとそれをヘッジする金利スワップの英ポンドLIBOR金利は、IBOR改革による影響を受けないと仮定する。
- 企業Aは、遡及的な有効性が要求される80-125%の範囲に含まれないという理由のみで、IBORに関連する不確実性が存在する期間において、ヘッジ会計を中止することはない。
- 企業Aは、IBOR改革の実施が見込まれる時点の後の期間に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をリサイクルしない。

注記Xは、企業Aが救済措置を適用したヘッジ関係について、IBOR改革によって発生する不確実性について要求される開示項目を提供しています。

非有効部分の可能性のある発生原因としては、以下があります。

....

(v) 英ポンドLIBORの今後のIBOR改革の影響。異なる時点で実施され、ヘッジ対象(変動金利債務)とヘッジ手段(当該債務をヘッジするために使われる金利スワップ)に異なる影響を与える可能性があるため。IBOR改革の詳細は以下の通りです。

¹ 例示の救済措置は、キャッシュ・フロー・ヘッジに固有のものです。公正価値ヘッジについて、その他の開示が要求されます。「例 2: 銀行による IFRS 第 9 号に基づくヘッジの開示－公正価値ヘッジ」を参照。

IFRS 7.24H(a)
IFRS 7.24H(b)
IFRS 7.24H(c)

IBOR改革の影響

金融危機後、英ポンドLIBORやその他の銀行間取引金利(「IBOR」)のようなベンチマーク金利の改革と置き換えが、世界各国の規制当局にとって優先事項となりました。これらの変更の時期と正確な内容について、現時点では不確実性が存在します。金利指標改革に直接影響を受ける企業Aのリスク・エクスポージャーは、10年物変動金利債務10,000英ポンドです。企業Aは、この債務を金利スワップでヘッジしており、現行のベンチマーク金利である3か月英ポンドLIBORの変動による債務のキャッシュ・フローの変動性に対するキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、当該スワップを指定しています。

現在、SONIA (Sterling Overnight Index Average: 英ポンド無担保翌日物指数平均金利) が英ポンドLIBORに置き換わることが予想されています。英ポンドLIBORとSONIAには、主として次のような差異があります。すなわち、英ポンドLIBORは、借入期間(3か月など)に対して公表される「ターム・レート」であり、借入期間の開始時に公表されるため「フォワード・ルッキング(将来予測的)」ですが、SONIAは、現状、実際の取引における翌日物金利をベースにした「バックワード・ルッキング(遡及的)」金利であり、翌日物借入期間の終了時に公表されます。さらに、英ポンドLIBORにはリスク・フリー・レートに対する信用スプレッドが含まれていますが、これはSONIAには含まれていません。英ポンドLIBORを参照する既存の契約や取決めをSONIAに移行するためには、期間の差異や信用の差異の調整をSONIAに適用して、移行時に2つのベンチマーク金利を経済的に同等にできるようにする必要があります。可能性があります。

報告時点では、業種ごとのワーキング・グループにおいて、英ポンドLIBORとSONIA間の調整の算定手法が検討されています。ポンドのリスク・フリー・レートに関するワーキング・グループは、2020年第1四半期にSONIAのターム・レートが設定されることを期待していると述べています。

取締役会は、企業Aの英ポンドLIBOR移行計画を監督する委員会を設置しています。この移行プロジェクトには、システム、プロセス、リスクおよび評価モデルの変更、ならびに関連する税務および会計上の影響の管理が含まれます。現在、企業Aは、最大の変更事項は、英ポンドLIBORを参照する変動金利債務およびスワップの契約条件の修正、ならびにヘッジ指定の更新になると予想しています。

PwCの見解

- 企業のヘッジ関係に適用されているすべての重要な金利指標について、この開示は繰り返行われるべきですが、本資料では、例示の目的上、英ポンドLIBORについてのみ提供されています。
- PwCは、変動金利債務の金利リスクは、企業Aが管理するIBORに関連するリスク・エクスポージャーのみであることを前提としています。これらの開示は、企業による移行プロセスの管理方法を含め、当該企業が管理しているすべての他のIBOR関連のリスク・エクスポージャーについての企業固有の開示項目まで拡大して含める必要があります。負債性金融商品やデリバティブに加えて、当該開示には、支払いがIBORに連動するリースおよびその他の契約が含まれる可能性があります。
- 企業Aは、移行プロセスを進めるにつれて、特に企業Aおよびその移行プロセスに関連する最新情報を反映させるために、上記の開示内容を更新する必要があります。

IFRS 7.24A
IFRS 7.24H(e)

以下の表は、企業Aのヘッジ戦略で使用されるヘッジ手段の詳細です。²

	帳簿価額			貸借対照表の表示項目	ヘッジ非有効部分の算定に用いた公正価値の変動	IBOR改革の直接的な影響を受けた名目額
	想定元本	資産	負債			
	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド			
キャッシュ・フロー・ヘッジ						
金利						
金利スワップ	10,000	xxx	-	ヘッジ手段であるデリバティブ	xxx	10,000

IFRS 7.24B

以下の表は、企業Aのヘッジ戦略によってカバーされるヘッジ対象のエクスポージャーの詳細です。

	ヘッジ対象の帳簿価額		貸借対照表の表示項目	非有効部分評価によるヘッジ対象の公正価値の変動	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	
	資産	負債			継続しているヘッジ	中止したヘッジ
	千英ポンド	千英ポンド			千英ポンド	千英ポンド
キャッシュ・フロー・ヘッジ						
金利						
変動金利債務	-	10,000	借入金	xxx	xxx	-

IFRS 7.24C(b)(ii)

xxx英ポンドの非有効部分は、純損益の「その他の利得または損失」に含まれています。

IFRS 7.24H(d)

IBOR改革の影響—重要な仮定

企業Aは、変動金利債務のヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動を算定するにあたり、現在の予想を反映した以下の仮定を行っています。

- 変動金利債務は2022年中にSONIAに移行し、そのスプレッドはヘッジ手段として使用される金利スワップに含まれるスプレッドに類似するものになる。
- 変動金利債務の条件に対するその他の変更は予想されない。
- 企業Aは、算定に用いられる割引率に追加的なスプレッドを加えることによって、変動金利債務がSONIAに移行する時期の不確実性、その結果生じるスプレッドの調整、およびまだ確定していないIBOR改革のその他の側面を織り込んでいます。

例 2: 銀行の IFRS 第 9 号に基づくヘッジの開示—公正価値ヘッジ

この開示例は、PwCの[銀行のFRS第9号-ひな型](#)による、固定金利モーゲージの金利リスク(公正価値ヘッジ)を示し

² 実務上、企業が限定的な数のヘッジを保有している場合、開示は表形式ではなく記述形式で提供することができます。

ています。当該開示は、2019年12月31日に終了する期間について提供されており、また、本修正によって要求される開示およびIBOR改革の影響を受けるその他のヘッジ会計の開示に限定されます。追加の開示および既存のIFRS第7号のヘッジの開示に関連する変更については、以下の囲み記事で強調しています。

4. ヘッジ会計の開示

固定金利モーゲージ(公正価値ヘッジ)の金利リスク

IFRS 7.22A(a), 22B(a) 当グループは、長期固定金利のモーゲージ・ポートフォリオを保有しているため、市場金利の変動による公正価値の変動に晒されています。当グループは、固定利払/変動受けの金利スワップを締結することによりこのリスク・エクスポージャーを管理しています。

IFRS 7.22A(b), 22B(b), 22C 金利リスク要素のみがヘッジされています。このため、信用リスクなどのその他のリスクは、当グループによって管理されていますが、ヘッジはされていません。金利リスクの構成要素は、3か月英ポンドLIBOR(ベンチマーク金利)の変動のみから生じる長期固定金利モーゲージの公正価値の変動と決定されています。このような変動は、通常、公正価値の全体的な変動の中で最大の構成要素です。当該戦略は公正価値ヘッジとして指定され、その有効性は、ベンチマーク金利の変動に起因する貸付金の公正価値の変動と、金利スワップの公正価値の変動を比較することにより評価されます。

IFRS 7.22B(c), 23D 当グループは、デリバティブの想定元本とヘッジ対象のポートフォリオの元本を一致させることにより、ヘッジ比率を設定しています。非有効部分の考え得る発生原因は、以下の通りです。

- (i) 期限前償還の金額についての予想と実際の差異。これは、当グループが、過去の経験に基づいて予想される期限前償還を考慮に入れ、予想される期限前償還日までヘッジを行っているためです。
- (ii) ヘッジ対象とヘッジ手段の割引における差異。これは、現金担保付金利スワップが翌日物金利スワップ(OIS)のディスカウント・カーブを用いて割引かれる一方、固定金利モーゲージはこのような適用がされないためです。
- (iii) ヘッジ手段として当初指定された日の公正価値がゼロでないヘッジ・デリバティブ
- (iv) ヘッジ対象ではないが、無担保金利スワップの公正価値に影響を与える相手方の信用リスク

(v) 英ポンドLIBORの今後の改革の影響。これは、当該改革が異なる時点で実施され、ヘッジ対象(固定金利モーゲージ)とヘッジ手段(当該モーゲージをヘッジするために使われるデリバティブ)に異なる影響を与える可能性があるためです。IBOR改革の詳細は、以下のxページに記載しています。

IFRS 7.23C 当グループは、月次で金利スワップを締結することにより、固定金利モーゲージから生じる金利リスクを管理しています。このポートフォリオのエクスポージャーは、新規貸付金の組成、契約上の期限前償還、各期における顧客による期限前償還によって頻繁に変動します。その結果、当グループは、各月末に新しいスワップ契約を締結することによってエクスポージャーをヘッジするために、ダイナミック・ヘッジ戦略(「マクロ」ヘッジまたは「ポートフォリオ」ヘッジと呼ばれることもある)を採用しています。当グループは、モーゲージ・ポートフォリオの金利リスクの変動に関連する公正価値の変動を認識するために金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジを利用しており、そのため、当該ヘッジを利用しない場合に金利スワップの公正価値の変動のみから生じるであろう純損益の変動を減少させます。

IFRS 7.24D

当グループに適用されないため、説明していない開示

IFRS第7号第23C項により、企業は、「マクロ」ヘッジのヘッジ手段の名目金額の時期および平均価格または平均レートの内訳の開示を免除されています。これは、このようなヘッジでは、企業はヘッジ関係を頻繁に再設定するためです。代わりに、上記の例示に含まれる情報の開示が要求されます。当該ヘッジ関係の取引量が当該期間における正常な取引量を表していない場合(すなわち、報告日の取引量が当該期間の取引量を反映しない場合)、企業は、事実および当該取引量が正常な取引量を表していないと考える理由を開示しなければなりません。

早期適用された修正基準

当グループは、2019年9月に公表された「金利指標改革-IFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号に対する修正」の早期適用を選択しました。移行規定に従い、当該修正は、報告期間の期首時点で存在していたヘッジ関係またはそれ以降に指定されたヘッジ関係に対して遡及的に適用されます。

本修正は、IBOR改革によって直接影響を受けるヘッジ関係に対し、ヘッジ会計における特定の要求事項の適用を一時的に免除する救済措置を提供しています。この救済措置は、IBOR改革は、通常、ヘッジ会計の終了をもたらすべきではないという内容のものであります。しかし、ヘッジの非有効部分については、引き続き損益計算書に計上しなければなりません。さらに、本修正は、いつ救済が終了するかのトリガーを規定しており、その中には、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時など、救済措置の適用が終了となるタイミングを定めています。

要約すると、当グループに適用される修正が提供する救済措置は、以下の通りです。³

- 将来予測的にヘッジの有効性が非常に高いと見込まれるかどうかを評価するにあたり、当グループは、固定金利モーゲージをヘッジする金利スワップのキャッシュ・フローに係る英ポンドLIBORの金利は、IBOR改革によって変更されないと仮定している。
- 当グループは、遡及的な有効性に要求される80-125%の範囲に含まれないことのみを理由として、IBORに関連する不確実性が存在する期間においてヘッジ会計を中止することはしない。
- 当グループは、ヘッジされた英ポンドLIBORのリスク部分が、マクロヘッジに含まれるモーゲージとして最初に指定された場合に限り(継続的でなく)、独立して識別可能なリスクかどうかを評価する。

注記Xは、当グループが救済措置を適用したヘッジ関係について、IBOR改革によって発生する不確実性について要求される開示項目を提供しています。

IFRS 7.24H(a)
IFRS 7.24H(b)
IFRS 7.24H(c)

IBOR改革の影響

金融危機後、英ポンドLIBORやその他の銀行間取引金利(「IBOR」)のようなベンチマーク金利の改革と置き換えが、世界各国の規制当局にとって優先事項となりました。これらの変更の時期と正確な内容について、現時点では不確実性が存在します。金利指標改革に直接影響を受ける当グループのリスク・エクスポージャーは、長期固定金利モーゲージのポートフォリオのCU23,412です。上記で詳しく説明したように、これらのモーゲージは、現行のベンチマーク金利である3か月英ポンドLIBORに起因する公正価値の変動に対して、金利スワップのポートフォリオを用いてヘッジされています。しかし、上述したIBOR改革の一環として、英国金融行為規制機構(以下、「FCA」)は、2021年末以降、パネル銀行に英ポンドLIBORの提出プロセスへの参加を強制せず、これらのベンチマーク金利の監視を停止することを決定しました。国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)やポンドのリスク・フリー・レートに関するワーキング・グループなど、規制当局や民間部門のワーキング・グループは、英ポンドLIBORの代替的なベンチマーク金利について議論してきました。

現在、SONIA(Sterling Overnight Index Average: 英ポンド無担保翌日物指数平均金利)が英ポンドLIBORに置き換わるのが予想されています。英ポンドLIBORとSONIAには、主として次のような差異があります。すなわち、英ポンドLIBORは、借入期間(3か月や6か月など)に対して公表される「ターム・レート」であり、借入期間の開始時に公表されるため「フォワード・ルッキング(将来予測的)」ですが、SONIAは、現状、実際の取引における翌日物金利をベースにした「バックワード・ルッキング(遡及的な)」金利であり、翌日物借入期間の終了時に公表されます。さらに、英ポンドLIBORには、リスク・フリー・レートに対する信用スプレッドが含まれていますが、これはSONIAには含まれていません。英ポンドLIBORを参照する既存の契約や取決めをSONIAに移行するためには、期間の差異や信用の差異の調整をSONIAに適用して、移行時に2つのベンチマーク金利を経済的に同等にできるようにする必要があります。

報告時点では、業種ごとのワーキング・グループにおいて、英ポンドLIBORとSONIA間の調整の算定手法が検討されています。ポンドのリスク・フリー・レートに関するワーキング・グループ

³ 例示の救済措置は、公正価値ヘッジに固有のものであります。キャッシュ・フロー・ヘッジについてはその他の開示が要求されるでしょう(上記の例1を参照)。

は、2020年第1四半期にSONIAのターム・レートが設定されることを期待していると述べています。

当グループは、現在、英ポンドLIBORを参照しており、2021年以降まで効力を有する契約を相当数保有しています。取締役会は、財務、リスク、IT、財務、法務・コンプライアンスの主要な担当者および外部アドバイザーで構成され、英ポンドLIBOR移行計画を監視する運営委員会を設置しています。この運営委員会は、英ポンドLIBORを参照する契約のSONIAへの移行について、潜在的なビジネス上の混乱を最小限に抑え、オペレーショナル・リスクやコンダクト・リスクを軽減し、起こり得る財務上の損失の可能性を軽減することを目的として、移行プロジェクトを実施しています。この移行プロジェクトには、システム、プロセス、リスク管理および評価モデルの変更、ならびに関連する税務および会計上の影響の管理が含まれます。現在、当グループは、最大の変更領域は、英ポンドLIBORを参照する契約の更新、それらの契約の修正、ヘッジ指定の更新になると予測しています。当グループは引き続き業界関係者やFCAと協力し、SONIAへの秩序ある移行を確保し、移行から生じるリスクを最小限に抑える努力を続けています。

IASBは、現在、IBOR改革についてIAS第39号およびIFRS第9号の修正のフェーズ2の作業を行っていますが、なかでも特に、IBOR改革に伴う契約の条件変更の会計処理、IBOR改革に関するヘッジ会計の文書化の修正などに重点的に取り組むと見込まれます。当グループは、引き続き、IASBのIBOR改革プロジェクトの進捗状況をフォローしており、詳細情報が入手可能な時点で、当グループへの影響を評価する予定です。

PwCの見解

- 企業のヘッジ関係に適用されているすべての重要な金利指標について、この開示は繰り返し行われるべきですが、本資料では、例示の目的上、英ポンドLIBORについてのみ提供されています。
- PwCは、固定金利モーゲージの金利リスクの公正価値ヘッジは、当グループが管理するIBORに関連するリスク・エクスポージャーのみであることを前提にしています。これらの開示は、企業による移行プロセスの管理方法を含め、当該企業が管理しているすべての他のIBOR関連のリスク・エクスポージャーについての企業固有の開示項目にまで拡大して含める必要があります。負債性金融商品やデリバティブに加えて、当該開示には、支払いがIBORに連動するリースおよびその他の契約が含まれる可能性があります。
- 当グループは、移行プロセスを進めるにつれて、特に当グループおよびその移行プロセスに関連する最新情報を反映させるために、上記の開示内容を更新する必要があります。

IFRS 7.24A
IFRS 7.24H(e) 以下の表は、当グループのヘッジ戦略で使用されるヘッジ手段の詳細です。

	帳簿価額			貸借対照表の表示項目	ヘッジの非有効部分の算定に用いた公正価値の変動	IBOR改革の直接的な影響を受けた名目額
	想定元本 千CU	資産 千CU	負債 千CU			
公正価値ヘッジ						
金利						
金利スワップ	23,412	301	612	ヘッジ手段であるデリバティブ	(192)	18,186

上記金利スワップの想定元本CU23,412のうち、CU5,226は、2021年に予定されている英ポンドLIBORの置き換え前に満期を迎えます。

IFRS 7.24B 以下の表は、当グループのヘッジ戦略によってカバーされているヘッジ対象のエクスポージャーの詳細です。

	ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ対象に係る公正価値調整の累計額		貸借対照表の表示項目	非有効部分評価によるヘッジ対象の公正価値の変動
	資産	負債	資産	負債		
	千CU	千CU	千CU	千CU		千CU
公正価値ヘッジ						
金利						
固定金利モーゲージ	23,412	-	648	326	顧客に対する貸付金および前受金	202

IFRS 7.24H(d)

IBOR改革の影響—重要な仮定

当グループは、固定金利モーゲージのヘッジされたりリスクに起因する公正価値の変動を算定するにあたり、現在の予想を反映した以下の仮定を行っています。

- 当グループは、モーゲージの既存のフォールバック条項はIBOR改革に適用されないと仮定している。
- モーゲージは2022年中にSONIAに移転し、そのスプレッドはヘッジ手段として用いられる金利スワップに含まれるスプレッドに類似するものになる。
- ヘッジ対象のモーゲージの条件に対するその他の変更は予想されない。
- 当グループは、モーゲージがSONIAに移行する時期の不確実性を、移行時期に関する3つの異なる確率を加重して織り込んでいます。各シナリオについて、当グループは、算定に使用される割引率に追加的なスプレッドを加えることにより、改革に伴うその他の不確実性(主にその結果生じるスプレッドの修正)を反映しています。

IFRS 7.24B(a)(v) ヘッジの利得または損失の調整が行われなくなったヘッジ対象について、財政状態計算書に残っている公正価値ヘッジの調整の累計金額は、CU212,000です。

IFRS 7.24C 以下の表は、当グループが指定したヘッジ関係の有効性、ならびに純損益およびその他の包括利益への影響に関する情報を含んでいます。

	その他の包括利益に認識した利得または(損失)	純損益に認識したヘッジの非有効部分	ヘッジの非有効部分を含む損益計算書の表示項目
	千CU	千CU	
公正価値ヘッジ			
金利			
固定金利モーゲージ	n/a	10	特定取引収益-純額

© 2019 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

